

南伊勢町の後援名義使用承認等に関する要綱

平成29年3月13日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町（以下「町」という。）の後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）名義使用の承認に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体が行う事業について、町がその趣旨や内容に賛同し、応援、援助すること。
応援、援助の内容は原則として後援名義使用の承認に限るものとする。
- (2) 協賛 団体が行う事業について、町がその趣旨や内容に賛同し、応援、援助すること。
協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比してその事業に対する町の関与の程度が大きいものをいう。
- (3) 共催 団体が行う事業について、町を含む複数の者が主体となり、共同してその事業を実施、運営すること。

(後援等を承認する団体)

第3条 町が、その主催する事業について後援等の名義使用の承認をすることができる団体とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
- (3) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (4) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関、学術研究機関等で公益性の高いもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると認められるもの

(後援等を承認する事業)

第4条 町は、団体から申請のあった事業の内容が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認められるものについて、後援等の承認をすることができる。

- (1) 町民生活の向上に寄与すると認められるもの
- (2) 営利又は商業宣伝活動のみを目的とするものでないこと
- (3) 広く一般市民を対象とし、町内で開催されるものであること。ただし、町民の幅広い参加が期待でき、又は本町を広く知らしめることが期待できる場合はこの限りでない。

- (4) 宗教的又は政治的色彩を有していないこと
 - (5) 町の施策に係る方針に反するものでないこと
- (申請)

第5条 後援等の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、名義使用開始1ヶ月前（事業の準備期間を含む。）までに、南伊勢町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約等団体の目的、組織、運営等、団体の活動実績を明らかにする書類（過去3年以内に町の後援等を得ている場合は、書類提出を要しない。）
- (2) 事業計画書又は事業実施要項等事業の内容を明らかにする書類
- (3) 参加費等を徴収する事業については、事業収支予算書（様式第2号）
- (4) 協賛又は共催を求めるときは、町が行う援助又は町が担う責任の内容を明らかにする書面
- (5) その他町長が必要と認める書類

(後援等の承認)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を南伊勢町後援等名義使用承認・不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(後援等の承認期間)

第7条 後援等の承認をする期間は、6ヶ月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第8条 後援等の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに南伊勢町後援等名義使用継続・変更・中止願い（様式第4号）により町長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(後援等の取消し)

第9条 町は、次に掲げる場合には、後援等の名義使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正の行為により承認を受けたとき
- (2) 前条に規定する変更の届出をしなかったとき
- (3) 承認を受けた者から申し出があったとき
- (4) その他後援等を承認するのに不適当な行為があったと認めたとき

(事業終了後の報告等)

第10条 申請者は、当該承認を受けた事業終了後1ヶ月以内に、南伊勢町後援等事業実施

報告書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 第5条第3号に規定する事業収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する実施報告書に、当該承認を受けた事業に係る収支決算書（様式第7号）を添付するものとする。
- 3 町は、事業実施報告書を提出しない団体に対しては、当該団体が実施する事業に対して後援等の承認をしないことができる。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

南伊勢町後援等名義使用承認申請書

年 月 日

南伊勢町長 殿

申請者 団体名

代表者名

印

住 所

電話番号

以下の事業について、南伊勢町の後援等を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名		
承認の種別	後援 ・ 協賛 ・ 共催	
責任者		
連絡先	TEL(- -)	
主催者		
他の後援・協賛・共催者		
後援等名義使用期間	年 月 日 から 事業最終日	
事業の内容	目的	
	参加対象 (人数)	
	期 日 (期間・時間)	
	場 所	
	参加・会費等	有 ・ 無 (大人) : 円 (小人) : 円
後援等を必要とする理由 (期待する効果等)		
備 考		

様式第2号（第5条関係）

事業収支予算書

収入の部

科 目	金 額	説 明
計		

支出の部

科 目	金 額	説 明
計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

団 体 名

代 表 者 名

Ⓔ

様式第3号（第6条関係）

南伊勢町後援等名義使用承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

南伊勢町長 小 山 巧

年 月 日付けで申請のあった次の事業について、後援等を承認・不承認します。

1. 事業名
2. 承認の種別
3. 担当課
4. 承認期間 承認した日から 年 月 日
5. 承認の条件又は不承認の理由

※ 後援等の承認後、開催内容に変更があった場合は、直ちに「南伊勢町後援等事業継続・変更・中止願い（第4号様式）」を提出してください。

※ 後援等が承認された場合、事業終了後1か月以内に事業実施報告書（第6号様式）、事業収支決算書（第7号様式）等を提出してください。

※ 後援等名義使用承認後、南伊勢町の名義を使用した印刷物を、必ず提出してください。

様式第4号（第8条関係）

南伊勢町後援等名義使用承認継続・変更・中止願い

年 月 日

南伊勢町長 殿

申請者 団体名

住 所

代表者名

印

電話番号

平成 年 月 日付け 第 号で承認されている事業について名義使用承認を下記のとおり 継続・変更・中止 していただきますようお願いいたします。

事業名	
承認の種別	後援 ・ 協賛 ・ 共催
内容	() 事業内容変更 () 事業中止 () 事業内容変更に伴う名義使用の継続 () 年度をまたぐ事業の継続
理由	
名義使用期間 ※該当するものに○を付ける	() 年 月 日をもって 変更・中止 する () 許可終了日 ～ 年 月 日 () 年 月 日～ 年 月 日
その他報告事項	

様式第5号（第9条関係）

南伊勢町後援等名義使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

南伊勢町長 小 山 巧

次の事業について、 年 月 日付け第 号後援等の承認を取り消すことを通知
します。

事 業 名	
日 時	
会 場	
理 由	

様式第6号（第10条関係）

南伊勢町後援等事業実施報告書

第 号
年 月 日

南伊勢町長 殿

主催者 団体名
代表者名 ⑩
住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業が終了しましたので、
関係書類を添えて次のとおり報告します。

事 業 名	
趣 旨	
実 施 期 日	
会 場	
対象者及び参加人数	
事業経過及び結果 (講演の場合は要旨) ※添付資料	

